

1 計画の概要	
基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現
計画期間	令和5年度～令和9年度
位置付け	自殺対策基本法に基づく県計画 ※静岡県総合計画の分野別計画
推進体制	関係機関との連携を図りながら分野横断的な施策が推進されるよう「自殺対策連絡協議会」において計画の進捗状況を確認

2 現状と課題	
1 若年層の自殺死亡率は横ばい又は増加傾向	・全体の自殺死亡率は、平成27年と比較し20%減少したが、「若年層」とされる39歳以下の自殺死亡率は横ばい又は増加傾向、女性も近年高止まり ・10歳代～30歳代の若年層の死因では自殺が最も多い。
2 職場におけるメンタルヘルスケアニーズの高まり	・うつ病等による労災申請件数は増加傾向にあり、5年前と比べ約30%増加するなど、労働者に対するメンタルヘルスケアの重要性が増している。 ・県政世論調査では、求められる自殺対策に「職場におけるメンタルヘルスケア」と回答した割合が増加
3 様々な困難を抱える方への相談対応	・コロナ禍によって従来の悩みが複雑・多様化しているとともに、自殺未遂者、自死遺族等のハイリスク者、精神疾患のある方、ひきこもりの方、性的マイノリティの方等の生きづらさを感じている方などに寄り添った相談体制の充実が必要である。
4 孤独・社会的孤立の深刻化	・精神疾患を含む健康問題、家族との別れ等による独居、ひきこもりのほか、コロナ禍による社会・経済的影響の長期化により、他者との関わりが希薄 ⇒孤独・孤立を感じることで自殺リスクが高まるおそれがある。

3 計画のポイント	
(1) 自殺総合対策の考え方	
◆自殺総合対策の基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
◆自殺総合対策の基本認識	・自殺はその多くが追い込まれた末の死であり防ぐことができる ・コロナ禍において自殺につながりかねない問題が深刻化している ・自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
◆自殺総合対策の基本方針	○生きることの包括的な支援として推進する ・社会全体の自殺リスクを低下させる ・生きることの阻害要因の減、促進要因の増 ○関連諸施策との連携を強化して総合的に自殺対策に取り組む ・地域共生社会の実現、生活困窮対策 孤独・孤立対策、子ども関連施策との連携強化 ○県、市町、関係団体、企業及び県民の役割の明確化、連携・協働の推進

(2) 課題への対応（重点施策の方向性・主な取組）	
◆重点施策の方向性	
方向性1	子ども・若年層及び女性支援対策の強化
背景	・若年層及び女性の自殺死亡率が増加傾向 ・虐待、貧困など困難を抱える子どもへの対応 ・コロナ禍において子どものストレス増
方向性2	勤務・労働問題への対策（働き盛り世代への対策）
背景	・自殺者数の多い年代層(40～50歳代) ・精神障害による労災件数が増加傾向 ・勤務問題のほか家庭等でもストレス
方向性3	複雑・多様化する悩みに対応した相談体制の確保
背景	・自殺につながりかねない様々な問題の深刻化 ・対象者の属性に応じた相談対応が求められる ・「困難な問題を抱える女性支援法」への対応
方向性4	孤独・孤立対策との連携
背景	・コロナ禍において他者との関わりが希薄 ・独居者の自殺リスクが全国平均と比べ高い ・孤独・孤立は社会全体で対応すべき課題
◆重点施策に対する主な取組	
・困難を抱える若者への支援の充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・いじめを苦しめた子どもの自殺予防 ・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援(雇用問題、DVの深刻化、家事負担等の増加) ・メンタルヘルス対策の推進(職場におけるゲートキーパー養成ほか) ・ハラスメント防止対策の推進 ・仕事と生活との調和(ワークライフバランス)の推進 ・労働局等と連携した施策の推進 ・困難を抱える方に対する相談窓口の充実 ・相談者に応じた多様な相談手段の確保 ・ICT、SNS等を活用した自殺対策の強化 ・様々な分野でのゲートキーパーの養成 ・自殺対策従事者のこころのケアの推進 孤独・孤立対策関連施策との連携による総合的な自殺対策の推進 ・高齢者、ひきこもり等の孤立化予防に関する支援 ・精神疾患の方など生きづらさを感じている方への支援 ・地域における安心支え合い体制の整備	

(3) 次期計画の構成	
◆次期計画での主な施策	
①自殺リスクを低減させるための環境整備	
・県民一人ひとりの気付きと見守りを促す ・社会全体の自殺リスクの低下 ・自殺対策に係る調査研究の推進	
②対象者(属性)ごとの対策推進	
・子ども・若者対策の推進 ・働き盛り世代対策の推進 ・女性対策の推進 ・高齢者対策の推進 ・自殺未遂者の再度の自殺企図の防止 ・自死遺族の支援充実	
③困難を抱える方を支える体制整備	
・人材の確保、養成、資質向上 ・適切な精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ・心の健康を支援する環境の整備	
④各地域レベルでの取組支援	
・地域レベルでの実践的な取組への支援 ・市町・民間団体との連携強化	

(4) 数値目標	
成果目標	令和9年度(2027年度)までに自殺者数を450人未満まで減少させる。 ※(参考)令和3年…539人 〈考え方〉2027年までに2015年と比較して、自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)を30%以上減少
	【参考】自殺死亡率 2015年:18.7人 2019年:15.9人 2020年:16.5人 2021年:15.3人